

平成16年度 第1回 経営協議会議事要旨

日 時 平成16年4月6日(火) 午後14時00分

場 所 鳥取県立県民文化会館 第3会議室

出席者 内田 照子, 片山 善博, 児嶋 祥悟, 長谷川善一, 茂里 一紘, 吉岡 秀樹,
道上学長, 三宅理事, 安藤理事, 平井理事, 中村副学長, 石部病院長の
各委員
林監事

[陪席者] 重政理事, 岩崎理事, 小林副学長, 永山学部長, 井藤学部長,
副井学部長, 本名学部長

(事務局) 総務部長, 学生部長, 財務部長, 施設環境部長, 研究・国際協力部長,
学術情報部長, 医学部事務部長

議事に先立ち, 学長から委員の紹介に引き続き, この会議は, 国立大学法人法第20条に「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」として, 規定されているものである旨の説明があった。

また, 学長から, 本会議の公開について提案があり, 全員一致で公開することとした。

議 事

1. 鳥取大学経営協議会規則等の制定及び改正について

学長から, 国立大学法人鳥取大学の設立に伴い, 関係規則の制定及び改正を行うものであり, これまで本学の設立準備会議及び評議会等で検討を行ってきた経営に関する規則等について審議願いたい旨提案があった。

総務部長から, 議案1の資料に基づき以下の関係規則について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

- ① 鳥取大学経営協議会規則
- ② 鳥取大学学則
- ③ 鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則
- ④ 鳥取大学大学院学則
- ⑤ 鳥取大学の管理運営に関する規則
- ⑥ 鳥取大学学長選考会議規則

2. 中期目標・中期計画(案)について

学長から, 中期目標・中期計画(案)は, 国立大学法人法の規定により文部科学省へ提出するものであり, 4月1日に, 本学の教育研究評議会で審議したもの

のであること及び、この経営協議会と役員会の議を経て決定するものである旨の説明及び審議願いたい旨の提案があった。

中村副学長から、策定経緯、考え方、今後の検討方法等について説明があり、議案2の資料に基づき総務部長及び財務部長から、それぞれ説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

3. 業務方法書(案)について

学長から、業務方法書は国立大学法人法の規定により文部科学大臣に提出するものである旨説明及び審議願いたい旨の提案があった。

総務部長から議案3の資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

4. 鳥取大学職員就業規則及び関係規程について

学長から、鳥取大学職員就業規則及び関係規程について、これまで本学の設立準備会議及び評議会等で審議してきた給与に関する規則等経営に係るものについて審議願いたい旨の提案があった。

人事課長から議案4の資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、審議の中で附属病院の研修医、大学院生のアルバイトの実態(給与、労働条件)等について質疑応答があった。

5. 鳥取大学会計規則及び関係規程について

学長から、鳥取大学会計規則及び関係規程について、これまで本学の評議会等で審議してきた経営に係る重要な規則であり、この経営協議会と役員会の議を経て決定し、文部科学省に提出するものである旨の説明及び審議願いたい旨の提案があった。

財務部長から議案5の資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

6. 平成16年度予算について

学長から、平成16年度予算について審議願いたい旨提案があった。

財務部長から議案6の資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

7. 学長選考会議委員の選出について

学長から、国立大学法人法第12条で「学長の任命は、国立大学法人の申し

出に基づいて文部科学大臣が行う。」と規定されており、その申し出は、同条第2項の規定で、経営協議会から選出された者と、教育研究評議会から選出された委員の同数をもって構成する学長選考会議の選考により行うこととなっている旨説明があり、先日開催した教育研究評議会から6名を選出した旨説明があった。

引き続き学長から、本経営協議会から選出する委員について、議案7の資料により選出したい旨提案があり、審議の結果、原案のとおり、外部委員6人を選出することで了承された。

8. その他

学長から、次回の会議は5月中旬頃に行いたい旨発言があり、後日日程調整のため照会をすることとした。

閉会 午後3時30分